



契約番号：3

平成26年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、福井県市町村職員共済組合ほか別紙1の委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と福井県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2の健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙が行うものとする。

3 特定健康診査において、乙は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、乙が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、乙に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、乙において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、乙に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、乙において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。



（契約期間）

条 この契約の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、乙または他の特定健康診査実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 委託料は別紙3の内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 乙は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙3の内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 乙が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している乙にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。
実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、乙が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と乙の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一

部または全部が乙に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、乙は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(乙)に返戻を行うものとする。この場合において、既に乙に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し乙が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、乙からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者(乙)は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて乙に支払うものとする。

3 乙において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間(3~6ヶ月)中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が乙に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、乙は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて乙に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて乙に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において乙が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は乙が一元的に行うこととし、乙から業務の一部を受託した機関は受託した検査(眼底検査においては判断も含む)のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 乙が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4の個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正)及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

委託者（甲）

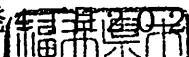
福井県市町村職員共済組合

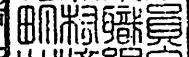
ほか948保険者

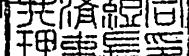
代表保険者

福井県市町村職員共済組合

(保険者番号 32180416)

福井県福井市西開発  - 1

福井県自治会館3階 

理事長 東村 新 

受託者（乙）

福井県厚生農業協同組合連合会

(健診・保健指導機関番号 1820700027) 

福井県福井市大手3-2 

代表理事理事長 城戸 

別紙2

健診等内容表

区分	内容		
特定健康診査※5 基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1 自覚症状及び他覚症状の検査		
		身長	
	身体計測	体重	
		腹囲	
		BMI	
	血圧	収縮期血圧	
		拡張期血圧	
	血中脂質検査	中性脂肪	
		HDL-コレステロール	
		LDL-コレステロール	
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査※2 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
		ヘモグロビン A1c	
	尿検査※3	糖	
		蛋白	
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	12 誘導心電図		
	眼底検査		
特定保健指導	動機付け支援 実施形態等については別添1のとおり		
	積極的支援	初回時面接の形態	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数
			主な実施形態
	終了時評価の形態		
保険者独自の追加健診項目		追加健診項目なし	

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。乙が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、乙にて質問票を準備する。

※2 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。なお、ヘモクロビン A1c の表示値は、NGSP 値で表示する。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

<動機付け支援>

1 目的

メタボリックシンドローム予防に向けて、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、すぐに実践行動に移り、その生活が継続できることをめざす。

2 目標

日々の生活習慣の改善を行うことにより、健診結果の改善又は悪化を防止する。

3 支援期間・頻度

原則 1 回の支援とする。

4 支援内容

(1) 面接による支援

①生活習慣と健診結果の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響等から、生活習慣改善の必要性を説明する。

②生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。

③栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。

④対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。

⑤体重・腹囲の計測方法について説明する。

⑥生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。

⑦対象者とともに行動目標、行動計画を作成する。

(2) 6 ヶ月後の評価

①6 ヶ月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。

②設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたか、について評価を行うこと。

③必要に応じて、行動計画の策定の日から 6 ヶ月経過する前に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、6 ヶ月経過後に医師、保健師、管理栄養士による評価を行いその結果について対象者に提供すること。

5 支援形態

(1) 面接による支援

1 人 20 分以上の個別支援、又は 1 グループ 80 分以上のグループ支援（1 グループは 8 名以下とする。）

(2) 6 ヶ月後の実績評価

6 ヶ月後の評価は、面接又は通信等を利用して行う。

<積極的支援>

1 目的

メタボリックシンドロームの状態を改善するために、「動機付け支援」に加えて定期的・継続的な支援を行い、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、その生活が継続できることをめざす。

2 目標

日々の生活習慣の改善を行うことにより、健診結果の改善を図る。

3 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。

4 支援内容

詳細な質問表において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者が考える将来の生活像を明確にする。そのうえで、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように、優先順位をつけながら、ともに考え対象者自身が選択できる支援する。

支援者は対象者の行動目標を達成するために、必要な支援計画を立て、行動が継続できるよう定期的・継続的に介入する。支援期間を終了する時には、対象者が改善した行動を継続するように意識づけを行う必要がある。

(1) 面接による支援（初回）

動機付け支援における面接による支援と同様とする。

(2) 3ヶ月以上の継続的な支援

ポイント制に基づき、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計180ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。（ポイント構成等については、厚労省令 特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準を参照のこと）

支援A（積極的関与タイプ）

- ①生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認や必要に応じた支援をする。
- ②栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。

<中間評価>

取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、必要時、行動目標・計画の設定を行う。

支援B（励ましタイプ）

- ①行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。

(3) 6ヶ月後の実績評価

①6ヶ月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。

②設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。

③必要に応じて、行動計画策定の日から6ヶ月経過する前に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、6ヶ月経過後に医師、保健師、管理栄養士による評価を行い、その結果について対象者に提供すること。

5. 支援形態

(1) 面接による支援（初回）

1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下とする。）とする。

(2) 6ヶ月後の実績評価

6ヶ月後の評価は、基本的には面接による個別支援またはグループ支援により行う。特に面接が困難な場合は、通信等を利用して行う。継続的な支援の最終回と一体的に実施しても構わない。

6 その他

- ①参加者が途中脱落しないように、個々の参加状況や意識の変化等をモニタリングし、欠席等の場合に個別にフォローする等、継続できるような支援を行う。
- ②参加者が安全に事業に参加できるように、障害や事故を防ぐための配慮を行うこと。

内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件※1
		集団健診	
特定健康診査※2	基本的な健診の項目	8,020円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査 心電図検査 眼底検査	
	貧 血 檢 査	291円	
	心電図検査	1,296円	
特定保健指導	眼 底 檢 査	604円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	動機付け支援	12,960円	
	積極的支援	37,800円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

(注) 他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。

同時に実施する健診の種類	上記単価から差し引く金額
生活機能評価(基本健診のみ)	2,808円
生活機能評価(基本健診+貧血検査)	3,099円
生活機能評価(基本健診+心電図検査)	4,104円
生活機能評価(基本健診+貧血検査+心電図検査)	4,395円

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

